

特定金属くず買受業を営む皆様へ！

令和8年6月1日、金属盗対策法が施行されています

- 特定金属くず買受業を営もうとする方は営業所ごとに、氏名、住所等を当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届出をしなければなりません。
 - ※ 届出をしないで特定金属くず買受業を営んだ場合は、6か月以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金、又はこれが併科されます。

令和8年6月1日時点で、既に特定金属くず買受業を営んでいる方は、3か月の経過措置が設けられていましたが、
届出をしていない方は、9月1日以降、特定金属くず買受業を営むことができません。

【特定金属くず買受業とは】

主として銅からなる金属くずを買い受ける事業者（法人・個人）となります。

【届出について】

- 営業所の所在地を管轄する警察署長を経由して、特定金属くず買受業を開始する前日までに、一通の開始届出書を提出してください。
 - ※ 届出書や記載例、届出に関する注意事項等は、
「警視庁ホームページ」→「手続き」→「特定金属くず買受業」に、申請様式一覧（記載例等）を添付していますので、そちらを確認してください。
- 営業所ごとに当該営業所の所在地を管轄する公安委員会に対して届出が必要になります。
同一の都道府県内で複数の営業所を設ける場合は、それぞれの営業所ごとに届出を行う必要があります。
（東京都内で複数の営業所を設ける場合の届出は、複数営業所のうちいずれかの営業所を管轄する警察署長を経由して、まとめて届出をすることが出来ます。）
- 営業所を設けずに行商のみを行う方については、その住所又は居住を営業所とみなして営業所と同等の責任の所在場所となります。

【届出後に特定金属くず買受業を営む際の注意点】

- 買受ける際の、相手方の本人確認
 - 本人確認記録の作成
 - 取引記録の作成
 - 本人確認記録・取引記録の保存
- 等を行うことになります。

相手方の本人確認・取引記録

● 相手方の本人確認

- 買受け相手方*の本人確認を行うことが義務になります。

本人確認の際、顔写真付き身分証明書が必要です。

※ 買受けの相手方とは、売買契約等の名義人となっている法人や自然人です。



● 本人確認記録の作成

例 運転免許証、マイナンバーカード、在留カード等

特定金属くず買受けを行った場合、以下を記録してください。

（様式の定めはありません）

- 本人確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
- 本人確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
- 本人確認書類又は補完書類の提出（写しの送付）を受け取った時は、当該提示（写しの送付）を受けた日時

● 取引記録の作成

特定金属くず買受けを行った場合、以下を記録してください。

（様式の定めはありません）

- 買受けの相手方の氏名又は名称
- 買受けの日付及び時刻
- 買い受けた特定金属くずの量・特徴・価額
- 買受けに係る代金の支払方法

（過去に買受けの相手方となったことがある者からの買受けを行う場合であって、買受けに係る代金の支払をその者の預金又は預金の口座への振込みの場合は、「口座番号その他の当該口座を特定するために必要な事項」を記録）

● 本人確認記録・取引記録の保存

- 当該記録を3年間保存しなければなりません。

【その他】

- 買受けの際に本人確認を拒否するなど怪しいと感じた場合は、#9110や110番通報等での申告をお願いします。

警視庁 生活安全部生活安全総務課
防犯営業第二係
代表 03-3581-4321